

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に国（総務省統計局）が実施する統計調査（指定統計第114号）で、昭和51年10月の第1回調査以来、5年ごとに実施されており、今回（平成13年10月）の調査は6回目に当たる。

この報告書は、今般、総務省統計局が公表した統計結果から、福島県に関してその主なものを取りまとめたものである。

社会生活基本調査の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び「インターネット」、「ボランティア活動」、「学習・研究」、「スポーツ」その他国民の自由時間等における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査日

調査は、平成13年10月20日現在によって実施された。ただし、生活時間の配分についての調査は、平日、土曜日、日曜日それぞれのデータを得るため、調査区ごとに、10月13日から10月21日までの9日間のうちから、連続する2日間を指定して調査している。

また、「インターネット」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」のそれぞれについては、過去1年間の活動状況を調査している。

3 調査の範囲

平成7年国勢調査調査区のうち、全国で約6,400調査区（県内では118調査区）の地域に居住する世帯のうちから無作為に抽出された1調査区12世帯、合計約77,000世帯（県内では約1,420世帯）の10歳以上の世帯員が調査の対象となった。

4 調査の方法

調査は、総務大臣（統計局長） 都道府県知事 - 指導員（都道府県職員） - 調査員 - 調査世帯の系統のもと、調査員が各調査対象世帯を訪問して調査票を配布し、後日収集する方法により行った。

5 集計及び結果の公表

集計は、総務省統計センターにおいて行われ、その結果は、総務省統計局が取りまとめ、公表する。

用語の解説

1日の生活時間の配分に関する事項

この調査では、1日の生活時間の配分に関するデータを得るため、時間帯(15分単位)別の行動状況を20種類に分けて調査した。

なお、同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの一つについて調査している。

行動の種類

20種類の行動は、大きく3区分にまとめられ、生理的に必要な活動を「1次活動」、社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の活動で各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」と呼んでいる。

20種類の行動とその3区分は次のとおりである。

1次活動	睡眠 身の回りの用事 食事
2次活動	通勤・通学 仕事(収入を伴う仕事) 学業(学生が学校の授業やそれに関連して行う学習活動)
3次活動	家事 介護・看護(入浴・屋内の移動・食事等の手助け) 育児 買い物 移動(「通勤・通学」を除く) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 休養・くつろぎ 学習・研究(「学業」以外) 趣味・娯楽 スポーツ ボランティア活動・社会参加活動 交際・付き合い 受診・療養 その他

平均時間

行動の種類別平均時間は、1人1日当たりの平均時間数で、総平均と行動者平均、曜日別平均と週全体平均とがある。

・総平均...該当する種類の行動をしなかった者も含む全員についての平均

・行動者平均...該当する種類の行動をした者(以下「行動者」という。)のみについての平均

・曜日別平均...調査の曜日ごとに平均値を算出したもので、「平日」、「土曜日」(学校のある日・ない日)、「日曜日」がある。

・週全体平均...次の式により曜日別結果を加重平均したもの

$$(\text{平日平均} \times 5 + \text{土曜日平均} + \text{日曜日平均}) \div 7$$

行動者数・行動者率

・行動者数...調査日に該当する種類の行動をした者の数。
・行動者率...行動者数 ÷ 10歳(又は15歳)以上人口
(平成13年10月1日現在)

過去1年間の生活行動に関する事項

この調査では、過去1年間における自由時間等における活動のうち、「インターネット」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」、「学習・研究」、「スポーツ」及び「趣味・娯楽」について調査している。

行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った者の数。

行動者率

上記行動者数を平成13年10月1日現在の10歳(又は15歳)以上人口で除したもの。

平均行動日数

行動者について、平均した過去1年間の行動日数

インターネット

インターネットの利用は、仕事や授業で利用した場合も含み、また、パソコンのほか、携帯電話やPHSなどを使って利用した場合も含む。情報交換、情報収集などの利用形態等を基に4種類に分類している。

ボランティア活動

ボランティア活動とは、報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。

健康や医療サービスに関係した活動、高齢者を対象とした活動、まちづくりのための活動、自然や環境を守るための活動等対象や目的を基に9種類に分類されている。

旅行・行楽

旅行とは、1泊2日以上にわたって行うすべての旅行をいい、日帰りの旅行は含まない。

行楽とは、日常生活圏を離れて半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りも含む。

旅行の種類については、次のように区分されている。

なお、旅行目的が重複する場合は、主な目的により分類した。

国内	観光旅行
	帰省・訪問等の旅行 業務出張・研修・その他
海外	観光旅行
	業務出張・研修・その他

・観光旅行.....レクリエーション、スポーツ等のための旅行を含む。

学習・研究

個人の自由時間の中で行う学習や研究をいい、転職・就職のため、仕事に役立てるため、あるいは知識教養を高めるため等の目的で行うもの。社会人の職場研修や学生が学業(授業、予習、復習)として行うものは含まないが、クラブ活動や部活動は含む。

スポーツ

余暇活動としてのスポーツで、学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものは含まない。

野球(キャッチボールを含む)、ソフトボール、バレーボール、サッカーから運動としての散歩・軽い体操まで代表的種目15種類に区分されている。

趣味・娯楽

個人の自由時間の中で行うものをいい、スポーツ鑑賞(テレビ等は除く)、美術鑑賞(同)、演芸・演劇・舞踏鑑賞(同)、映画鑑賞(同)から趣味としての読書、パチンコ、テレビゲーム、カラオケまで代表的な種目19種類に区分されている。

利用上の注意

- 1 年齢階級別の生活時間の配分に関しては、調査票集計の観点から15歳以上についての内容になっている。
生活行動に関しては、「学習・研究」、「スポーツ」及び「趣味・娯楽」の一部の種類については、調査票の設計等の観点から、前回との比較の困難なものがある。また、今回の調査では「インターネット」が調査項目として新たに加えられた。
- 2 集計結果において、行動の種類別時間数は1人1日当たりの平均時間数として算出されている。
また、平均時間数は、該当する種類の行動をしなかつた者を含む全員についての「総平均」と該当する種類の行動をした者のみについての「行動者平均」とがあるが、この概要では「総平均」の数値を記載している。
- 3 この概要では、行動の種類別時間数は、「週全体平均」時間数を記載している。なお、「平日」、「土曜日」、「日曜日」の曜日別平均も別に公表されているので、あわせて参照されたい。
- 4 「行動者率」とは、ある活動を行った者(行動者)が10歳以上人口又は15歳以上人口に占める割合をいう。
- 5 統計表中の記号は、次のとおり用いている。
「...」 ————— 当該項目の属性を持つ調査客体がいなかった箇所
「-」 ————— 理論上あり得ない箇所及び行動者がいなかった箇所
「0」、「0.0」 ————— 表章単位未満の箇所
- 6 この概要は、総務省統計局が公表した集計結果に基づいて、福島県が独自に集計し、編集したものである。
なお、全国集計結果等の詳細については、後日、「平成13年社会生活基本調査報告」として総務省統計局から刊行される予定である。
- 7 本書から抜粋、又は新たに資料を作成して利用される場合は、「福島県電子社会推進・統計室編 平成13年社会生活基本調査結果の概要から抜粋(又は作成)」と御記入ください。
- 8 本稿に関するお問い合わせは、下記に御連絡ください。

福島県 企画調整部
電子社会推進・統計室 産業統計グループ
〒 960-8670 福島市杉妻町2番16号
(直通) 024-521-7147
FAX 024-521-7914